

和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成28年8月30日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	森田昌伸
同 上	寒川篤
同 上	奥山昭博

# 包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

平成28年8月30日

和歌山市監査委員

和行経第55号  
平成28年8月22日  
(2016年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

## 包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成27年度)

【監査テーマ】

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>1 環境部</p> <p>(1) 一般廃棄物課</p> <p>目標数値と各施策とのつながりを意識し、各施策の達成指標を明確にして取り組むことが望まれる。</p> <p>市は、「1人1日当たりごみ排出量（資源を除く）を10年間で30%削減」という高い目標に向けて、市にとって初めての施策も含め様々な施策に積極的に取り組んできた。しかしながら、平成22年度から5年間の実績をみると、64g（約6%）しか減少していない。市の目標達成のためには残り5年間で236g（約24%）の減量をする必要があり、これは過去5年間の実績の約4倍となる。また、リサイクル率の実績は、目標数値である20%に対して平成26年度時点で9.4%である。資源集団回収量は、目標数値の10%未満である。</p> <p>市は、1人1日当たりごみ排出量に削減目標を設定し、さらにリサイクル率については目標数値を設定しているものの、減量についての目標数値を設定していない。市は、ごみ減量に対する施策の効果も、1人1日当たりごみ排出量で測っている。市の減量に対する施策として、調理くずを出さない調理方法などの市民アイデアの活用や生ごみ等水分削減の推進等に取り組んでいる。減量に対する施策の効果を測るためにも、具体的な達成指標を設定し、その進捗状況を管理することが望ましい。</p> <p>また、リサイクル率についても、集団資源回収量についての目標数値はあるが、通常の分別収集による資源回収についての目標数値は掲げられていない。市は、具体的な施策として、ごみ減量推進リーダー（42行政地区から最大4人ずつ選定）と連携して行うごみステーションでの分別指導などに取り組んでいる。これらの施策の効果を測る指標としても、分別収集による資源回収量の目標数値を達成指標として設定し、進捗状況を管理することが望ましい。</p> <p>これらを踏まえて、市は「1人1日当たりごみ排出量（資源を除く）30%削減」を達成するために、目標数値と各施策のつながりを意識し、達成指標を明確にして取り組むことが望まれる。平成28年度は一般廃棄物処理基本計画の中間見直し年度ということであるので、これらの実状とごみの有料化の議論を踏まえ、ごみ削減に向けての適切な方針を決定されたい。</p>	<p>ごみ減量に向け、様々な施策に積極的に取り組んできた結果、平成27年度には、平成22年度比で118g（約11%）減少するに至りました。今後、30%削減目標の達成に向けた各施策がより広く浸透し、効果が拡大すると考えます。</p> <p>なお、平成28年度は基本計画の評価と見直しを行い、後期版を策定します。</p> <p>見直しにあたっては、引き続きごみの排出総量を削減するため、リサイクルよりも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の施策をより強力に推進します。</p>	<p>市民環境局 環境部 一般廃棄物課</p>	21
<p>(2) 青岸清掃センター</p> <p>ア ごみ処理施設の運営形態とコストの見直しについて</p> <p>ごみ処理施設の運営形態は、青岸エネルギーセンターは市の直営での運営に対し、青岸クリーンセンターは民間業者に運転維持管理業務を委託している。本来、委託料は市民から徴収した税金を原資として支払っていることから、単年度随意契約といえども毎年度その委託料の見直しや委託に伴う有効性や効率性といった効果測定が行われるべきと考えられる。しかし市として現状では、青岸クリーンセンターの効果測定については特段実施せず、また委託料も運転維持管理業務の委託を開始した当初から変わっていない。</p> <p>A社を相手方とする随意契約が相当年数継続されていることから、現状の青岸クリーンセンターの運営形態に見合ったコスト管理やリスク管理の考え方について改めて見直しを行い、例えば今後の運営形態について、次のような方法を参考に検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転維持管理業務に要している工数を見直し、必要に応じて委託料の引き下げを求める。</li> <li>・長期包括委託契約により将来の維持管理コスト縮減を図る。</li> </ul> <p>また、青岸エネルギーセンターについては現在、直営で運営しているが、コスト管理やリスク管理の考え方から今後も、直営での運営が望ましいのか、あるいは青岸クリーンセンターと同様に民間業者への委託が望ましいのかについて、他の地方自治体における状況を参考に、例えば①センター自体の維持管理は市が実施し、運営を委託化する、②全面委託する、などを併せて検討されたい。</p>	<p>現在、ごみ減量の施策を推進してきた結果、平成28年度から青岸クリーンセンターの2炉中1炉での運転が可能となり、経費の削減が図られました。委託の作業内容についても有効性や効率性などを十分精査したうえで運転維持管理業務の契約を行っていきます。</p> <p>青岸エネルギーセンターについては、コスト管理やリスク管理のバランス等を考えながら、委託化を検討します。</p> <p>また、ごみの減量化施策の推進により、焼却量が減少することから、両センターのうち青岸エネルギーセンター1施設での運用も視野に入れ、コストの見直しを行っていきます。</p>	<p>市民環境局 環境部 青岸清掃センター</p>	27

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>(3) 収集センター</p> <p>ア 直営と委託の割合について</p> <p>市では、平成21年度より家庭系ごみの収集運搬業務の一部について外部の民間業者に委託（一般競争入札方式）しているが、災害等の不測の事態に備えて、ごみ収集量ベースで50%は直営で実施している。</p> <p>しかし、何をもちまして委託比率を50%までとする、と算出したかという明確な理由を見出しにくい。</p> <p>また、委託と直営それぞれの家庭系ごみ1t当たりの収集にかかった費用を市より入手した資料を基に算定した結果、委託のほうが安く算定される結果となっており、このことから委託比率の上限を50%にとどめるのではなく、より市としての費用対効果を検証し、次回の委託業者の選定時には委託比率50%に捉われることなく、例えば全市町村平均比率等を参考としつつ、市の考えである不測の事態も考慮した上で、また、収集センターの人員の雇用にも配慮しながら、最終的な比率について検討されたい。</p>	<p>今後の社会情勢や雇用形態、その他関連要因を熟慮し、多角的な見地から委託を推し進めていきたいと考えています。</p>	<p>市民環境局 環境部 収集センター</p>	<p>31</p>
<p>イ 自動車運転日報の記載方法について</p> <p>自動車運転日報について、北事務所と西事務所では次のような記載の相違点が散見された。同じ市の収集センターであることから、記載内容等を統一することを検討されたい。</p> <p>①自動車運転日報への確認印の押印</p> <p>自動車運転日報の各日ごとに表紙がついており、そこには担当者、自動車班監督者、自動車班長が内容を確認して押印する欄が設けられているが、西事務所ではそれぞれに押印があったが、北事務所では押印がされていなかった。日々の運行状況について上席者が確かめているということを観的に示すためにも、西事務所でも実施するように、班長による確認印の押印を実施されたい。</p> <p>②点検項目の統一化</p> <p>乗務前に収集車の状況を点検し、その状況を記入する欄（運行前点検あるいは仕業点検表）があるが、北事務所と西事務所では点検項目に相違が見られた（北事務所が16項目に対して、西事務所が30項目）。万が一、点検項目から漏れている箇所を原因として事故等が発生した場合、適切な点検が行われていなかったとして過重な責任を追究される可能性もあるため、少なくとも西事務所と同様の点検を北事務所においても実施されたい。</p> <p>③運行前点検あるいは仕業点検表への記入</p> <p>運行前点検あるいは仕業点検表について、良の時は○、否の時は×を記入するようになっているが、実際には記入されおらず空欄のままとなっているものが散見された。これについても、上記と同様に適切な点検が行われていなかったとして過重な責任を追究される可能性もあるため、日々点検を行い、○×の記入を確実に実施されたい。</p>	<p>①収集センターとして統一し、班長の押印も含め確認欄の押印を徹底しています。</p> <p>②北事務所と西事務所において協議した結果、点検項目の見直しを行い、必要とされる始業点検項目を12項目に変更し実施しています。</p> <p>③日々点検を徹底し、○×の記入を確実に実施しています。</p>	<p>市民環境局 環境部 収集センター</p>	<p>34</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>(4) 浄化衛生課</p> <p>ア し尿汲取処理手数料について</p> <p>市のし尿汲取手数料については、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び浄化槽清掃料金指導基準に基づき定めているが、他市のし尿汲取手数料の状況を調査した結果、人頭制及び従量制ともに市の料金は高く設定されている。</p> <p>し尿の汲取は、和歌山市清掃も実施しているが、数年継続して最終利益を計上しており、さらに市に配当を行い利益を還元しているため、受益者である市民の観点からは必要以上に過大な負担をしているとも考えられる。</p> <p>確かに、し尿汲取量が年々減少していけば、和歌山市清掃を含む許可業者の収益力も低下していく可能性は否定できない。しかし、和歌山市清掃だけを見ても、数年継続して最終利益を計上するだけの収益力を備えているのであれば、し尿汲取手数料の改定を検討する必要があると考えられる。</p> <p>したがって、今後、し尿汲取手数料について料金を引き下げる方向で見直すことを検討されたい。</p>	<p>し尿汲取手数料につきましては、適性な価格であると考えております。</p> <p>また、市民からの苦情等はほとんどなく、理解は得られていると考えています。</p>	<p>市民環境局 環境部 浄化衛生課</p>	<p>36</p>
<p>イ 浄化槽清掃業者の評価について</p> <p>市の一般廃棄物（し尿）収集運搬業及び浄化槽清掃業への許可の更新は2年に一度、担当課により審査を行い、その更新の可否を判断している。その際、担当課では許可業者より直近の財務諸表を提出してもらい、財務内容に問題がないかを判断するとともに、過去の苦情件数等を総合的に判断しているとのことであるが、業者の評価を客観的に示すためのチェックリスト等はないとのことであった。</p> <p>総合的判断のみならず、客観的根拠を残すためのチェックリストの導入等も検討されたい。</p>	<p>平成28年度4月より導入済です。</p>	<p>市民環境局 環境部 浄化衛生課</p>	<p>38</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>(5) 産業廃棄物課</p> <p>産業廃棄物不法投棄に関する巡回状況について</p> <p>産業廃棄物課において、産業廃棄物の不適正処理の防止を目的として年に245回、事業者への立入検査等を実施しているほか、関係団体と合同で市域内を巡回して、不法投棄物の早期発見・回収することを目的として年に1回、不法投棄防止巡回パトロールを実施している。また、同様の目的で年に2回、夜間パトロールを実施している。さらに、海上からも年に2回、不法投棄防止海上パトロールを実施している。</p> <p>費用対効果の面から、また限りある予算の中で不法投棄の可能性の高い山奥等を重点的に巡回する現状の方法も十分理解できる。一方で、産業廃棄物の不法投棄に関する市民からの苦情件数は過去数年間で大きく変化はないものの他の地方自治体においては、より巡回回数を増やしたり地元警察との連携による不法投棄の追跡調査等、不法投棄への防止・発見に努めていることがあることに鑑みれば、現状の方法が市民にとって衛生的・心理的に好ましくない状況を放置し続けている可能性も否定はできない。</p> <p>したがって、通年で小まめに巡回ができるように、担当課のみならず、市各部局等と連携を図れる体制を整備したり、上記のような市民への啓発活動や地元警察との連携による不法投棄の追跡の実施、監視カメラの設置、市民との連携による夜間・休日パトロールを市民が実施することの可否などについても検討されたい。</p>	<p>現在、山間部や排出事業者の産業廃棄物保管場所を中心に年2回実施している夜間パトロールを、産業廃棄物処理業者の中間処分場及び積替え保管施設も対象に加え、今年度合わせて6回行うこととしました。</p> <p>また、現在、労働基準監督署、和歌山県産業廃棄物協会、和歌山市環境政策課及び一般廃棄物課等との合同パトロールを行っており、今後も引き続き実施してまいります。</p> <p>更に、現在、警察OBの職員を当課に配置し、当該職員を通じて警察への相談、情報の提供を行っておりますが、今後もより一層、警察との連携に努めてまいります。</p> <p>なお、市民との連携については、産業廃棄物の不法投棄パトロールの性質上、市民の安全を考慮し、実施しないこととします。</p>	<p>市民環境局 環境部 産業廃棄物課</p>	<p>39</p>
<p>2 下水道事業</p> <p>(1) 財政計画について</p> <p>ア 収支計画について</p> <p>収支計画は合理的な将来予測に基づき、適時に見直すことが望まれる。</p> <p>市の収支計画は現在平成41年度までと長期間にわたり策定されており、これに基づき計画的な事業経営を行っていくためには、その実績に応じて定期的に収支計画を見直す必要があり、市では毎年度必要に応じて収支計画の見直しを行っている。</p> <p>しかしながら、市が平成27年度において実施した収支計画（平成27年度～平成50年度）の見直しでは、平成26年度の下水道使用料収入が計画と比較しても大幅に未達成であり、また前年度と比較しても2.1%減少している（税抜）状況であるにもかかわらず、見直し後の収支計画において、平成27年度下水道使用料収入は平成26年度比5.0%、平成28年度下水道使用料収入は平成27年度比でさらに5.6%増加する計画となっており実現可能性に疑義が残るものとなっている。</p> <p>これは、使用料収入の積算に当たり、1人当たり有収水量が明らかに減少傾向にあるにも関わらず、この1人当たり有収水量の減少が使用料収入の積算におり込まれていないことによるものである。</p> <p>1人当たり有収水量が毎年度3%程度減少している現状においては、将来における1人当たり有収水量の減少率（予測）を乗じることなどにより、1人当たり有収水量の減少の影響を反映したうえで使用料を積算する必要がある。</p>	<p>下水道使用料を見直す時期に合わせて、1人あたり有収水量の設定を見直します。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課</p>	<p>65</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>イ 一般会計からの繰入金について 基準外繰入金に関するルールを明確にすることが望まれる。 公営企業である下水道事業の経営については、独立採算の原則が導入されており、一般会計からの基準外繰入金については、下水道料金収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限定される必要がある。 市においては、平成26年度の基準外繰入金額1,364百万円のうち、条例による高度処理費用360百万円を除く1,004百万円（建設費一般財源分、財政支援等分）について基準外繰入金における財政課との取り決めが明示されておらず、基準内繰入との総額で認可された繰入金予算額全額が繰り入れられており、当該予算額と確定した基準内繰入金額との差額が基準外繰入金額となっている。 そのため、当該基準外繰入金が下水道料金収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費にあたるか否かが客観的に明らかでない。 一般会計からの基準外繰入金については、繰入額の算定基準を明確に定めたいと、予算策定段階からの積み上げ方式にすることで、独立採算制を志向した健全な経営の実現を図るとともに、市民への説明責任を果たすことが望まれる。</p>	<p>総務省の繰出基準に定めのない基準外繰入金については、現在も財政局の予算査定の中で積み上げて積算しています。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課</p>	<p>67</p>
<p>(2) 投資計画について ア 老朽化対策について 安全かつ安定的な下水道サービス供給のため、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。  市の下水道施設は、昭和46年の和歌川処理区（特定公共下水道）の供用開始より44年が経過しており、今後老朽化が進むことが見込まれる。 しかしながら、市では管渠の目標耐用年数の設定や、これに基づく必要な管渠更新費用の積算を実施しておらず、老朽化対策費用を、新規管渠の敷設による面整備を含めた建設改良費総額約50億円を前提に、年間1.2億円しか確保していない。そのため老朽管渠の更新は進んでおらず、第1期長寿命化計画によれば平成25～31年度の7年間で829mと年間80～150mの更新が計画されているのみである。これは、更新費用は管形状、管径、管内の堆積物等によって異なるものとはいえ、管渠延長による単純計算ベースで全ての平成26年度未整備済管渠の更新には6,740年かかる状況である。 市においては普及率が依然として低いため、新規管渠の敷設による面整備を進めていくことも重要であることは間違いない。しかしながら、管渠の急速な老朽化が見込まれる現在においては、安定的かつ衛生的な汚水処理サービスの持続的な提供のため、新規管渠の敷設による面整備を含めた建設改良費総額約50億円を前提に老朽化対策費用を確保するのではなく、管渠の目標耐用年数を設定したうえで必要な管渠更新費用を積算し、老朽管渠の更新を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>下水道施設の老朽化対策については、年間約8億円を限度で予算化し、処理場やポンプ場及び管渠の老朽化施設・設備の改築を行ってきました。 管渠については、管更生工法を中心とした第1期長寿命化計画に基づき、平成25年度から対策工事を実施しています。 現在、より一層の効果的な老朽化対策の実施に向け、平成28年度に新たに管渠改築班を設置しました。 今後は、ストックマネジメントに関する国の通達により計画を見直し、新たな計画に基づいた効率的、効果的な老朽化対策を図るとともに、予算確保の要望に努めます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課  下水道建設課  下水道施設課</p>	<p>72</p>



**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>イ 雨水対策について 単年度の活動指標を基に雨水対策事業の評価をすることが望まれる。 市では都市浸水対策整備対象区域（3,550ha）内の浸水対策整備済面積を活動指標として雨水対策事業の目標管理を行っているが、この指標の年度目標値及び実績値はいずれも評価対象年度末までの累積値とされている。 そのため、例えば平成24年度における浸水対策整備面積（活動指標）の目標値23haに対して、実績値は7haと約30.4%の達成度にも関わらず、事業進捗管理シートの年度別達成度は97.1%となっており、事業進捗管理シートを閲覧する市民に事業の実施状況について誤解を与えるおそれがある。また、経営上も計画された事業の実施状況の把握、評価及び翌年度以降の事業実施計画への反映に当該指標を利用することが困難であると考えられる。 年度ごとの事業の実施状況を目標管理するという事務事業評価の趣旨に鑑み、雨水対策事業の活動指標について、累積値だけではなく、基本計画などを基に単年度の目標値を定めたいうえで、その実施状況（実績値）を評価することが望まれる。</p>	<p>事務事業評価の次回指標を設定する際には、単年度の目標を定めた上で、実施状況の評価を行います。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課</p>	<p>74</p>
<p>ウ 耐震化対策について 安全かつ安定的な下水道サービス提供のため、計画的に耐震化を実施していくことが望まれる。  市の下水道施設の現状としては、昭和59年の和歌川終末処理場の供用開始以降集中的に整備されており、その多くが現在の耐震基準を満たしていないと考えられる。このような状況にも関わらず、各施設における耐震診断の達成率は平成27年度まで完了分で終末処理場が37.8%、ポンプ場が33.3%と耐震診断は進んでおらず、また耐震診断が平成16年度に終了した中央終末処理場についても平成26年度時点において具体的な耐震補強工事の実施計画はされていない。また、耐震化率等の地震対策事業の具体的な投資目標指標も設定されていない。 これらは、市においては耐震化率等の地震対策事業の具体的な投資目標指標の設定及びこれに基づく必要な地震対策費用の積算がされておらず、新規管渠の敷設による面整備を含めた建設改良費総額約50億円を前提に地震対策費用も支出しているため及び必要な地震対策費用が確保できていないことが最大の要因である。 中期的に安定的かつ衛生的な汚水処理サービスを提供するため、耐震化率等の地震対策事業の具体的な投資目標指標を設定したうえで必要な地震対策費用を積算し、その確保を図ることが望まれる。また、これを基に施設の耐震性強化等の防災、減災等の安全対策を計画的かつ速やかに取り組むことが望まれる。</p>	<p>施設の耐震化対策については、耐震診断により、耐震補強が必要な施設の優先度を把握し、随時、下水道総合地震対策計画の見直しを図りながら計画的に耐震化対策を進めています。 耐震補強については、改築更新と連携して検討する必要があることから、施設の長寿命化を踏まえ、計画的かつ速やかに進めるとともに、予算確保の要望に努めます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課  下水道建設課 下水道施設課</p>	<p>75</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>(3) 使用料について</p> <p>ア 使用料の減免について 特定の産業に対する使用料の減免の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p>市では、下水道条例第25条の使用料等の減免規定に基づき、化学工業及び皮革工業の団体に対する下水道使用料の減免を地場産業振興政策として実施している。</p> <p>しかし、産業振興政策は下水道事業としての本来の事業目的の範囲外であり、利用者負担の原則に鑑みれば、公平性の観点から下水道事業として特定の個別産業に対する振興政策としての減免措置は実施すべきでない。特定の個別産業の振興政策のために下水道使用料の減免を実施すれば、利用者負担の原則に反し、下水道使用料の負担の公平性が損なわれるおそれがある。また、このような政策目的の下水道使用料の減免により、公営企業に求められる独立採算制を志向した健全な経営が損なわれるおそれがある。</p> <p>特定の個別産業に対する振興政策としての減免を見直し、利用者負担の原則に基づき下水道利用者からその利用に応じた利用料を徴収することが望まれる。地場産業の振興政策の観点からは産業観光部などの関連部局と連携し、下水道事業外において助成措置を講ずるなどの対応を検討していくことが望まれる。</p>	<p>使用料の減免の見直しについては、関係部局と協議のうえ、助成措置も含め、進めていきます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道普及課</p>	<p>79</p>
<p>イ 受益者負担金について 受益者負担金について、改定を検討することが望まれる。</p> <p>公平性の観点からその利益を受ける土地の所有者等に建設費の一部の負担を求める受益者負担金制度の趣旨に鑑みれば、物価水準の変動等による下水道の整備費用の増減に応じて、受益者負担金の改定を検討すべきである。</p> <p>しかし、平成26年の消費者物価指数は、市下水道（和歌川処理区）が最も早く実質的な供用がされた昭和59年と比較し、約16%増加しているにもかかわらず、受益者負担金の額は条例制定後一度も見直しがなされていない。</p> <p>供用開始時期の違う地区の間での公平性について留意する必要がある点は理解できるが、物価水準の変動している状況においては利用者が享受する利益も変動していると考えられるため、受益者負担金の額が一定であれば、かえってその負担の公平性が損なわれるおそれがある。また、物価水準の変動に伴い下水道敷設にかかる建設改良費も増加していると考えられるため、下水道事業が本来収受すべき受益者負担金を収受できず、下水道事業の経営・財政状況に悪影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>したがって、物価水準の変動に合わせて受益者負担金の額の改定を検討することが望まれる。</p>	<p>供用開始の時期は市の整備計画により決定し、時期の違いで負担金額に差が出るのは不公平感につながるため、現在は単価見直しは考えていません。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道普及課</p>	<p>80</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>(4) 施設管理について</p> <p>ア 貸与品台帳を作成し、貸与品の状況を常に把握できるようにすべき</p> <p>北部終末処理場と和歌川終末処理場の運転管理業務に関する一般仕様書第22条2項によれば、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、毀損・盗難・紛失等があった場合は、受託者が弁償するものとするとされている。</p> <p>しかしながら、両終末処理場の運転管理業務受託者は貸与品があるにも関わらず、台帳を作成していなかったため、貸与品台帳を作成すべきである。なお、北部終末処理場においては、平成27年10月より貸与品台帳が作成されており、今後はその運用に努めていくことが望まれる。</p>	<p>備品として保有する機器類のうち市と委託会社の双方が使用するような機器類については貸与品台帳を作成し、使用確認を行うこととしました。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>88</p>
<p>イ 受託者の業務の一部を第三者が実施する場合は、事前に書面にて承諾することが望まれる。</p> <p>脱色機械設備点検整備委託業務は、脱色機械設備を設置したときの機器製造メーカーであるE社が受注しているが、実際の作業はE社のほかに構成機械ごとに3社が整備を請負い、E社がそのとりまとめと市の連絡窓口となっているような組織形態である。</p> <p>脱色機械設備点検整備委託業務の業務委託契約書第5条2項によれば、受注者は、業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないとされる。また、同第2条1項によれば、この契約書に定める承諾は、書面により行わなければならないとされる。当該条項の委託業務実施者及び責任の所在を明確とする趣旨に鑑みれば、請負である場合であっても、事前に書面にて承諾することが望ましい。</p> <p>しかしながら、それぞれの機械を担当している3社の実施体系の届出については、事前に書面による承諾がされていなかったため、業務の一部を第三者が実施する場合は、事前に書面にて承諾を行うことが望まれる。</p>	<p>事前に書面にて承諾するようにしました。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>88</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>ウ 年報については、年度終了後速やかにその出力及び上席者による確認を実施することが望まれる。</p> <p>終末処理場には終末処理場運転システムが導入されており、市が保守管理を行っている。当該システムについて、平成26年度中に年報の様式の見直しを実施したが、変更後の様式による年報が出力できないという不具合が発生し、現場視察日（平成27年10月28日）においても、新しい様式による年報の出力を行っておらず上席者の確認証跡を明確に残す手ができていなかった。</p> <p>年報は一年間の運転管理状況を総括したデータであり、運転管理業務一般仕様書においても受託者に正確に遅滞無く提出するよう求めている管理上欠かせない資料であるため、様式の変更等についても迅速に対処したうえで、年度終了後速やかにそれを整備保存することが望まれる。</p>	<p>新様式の年報集計システム移行作業が予想外に遅延したため、決裁手続きが遅れることになりました。今後はシステム移行中でも新様式にこだわらず、旧様式で決裁手続きを行い上席者確認することとし、新様式については改めて決裁手続きを行い、整備保存することとしました。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>89</p>
<p>エ プロポーザル方式による業者比較や包括的民間委託の導入など終末処理場の効率的な運営方法を検討することが望まれる。</p> <p>市は3終末処理場運転管理委託業務契約において、現在は見積書を受託者からのみ入手したうえで一者随意契約を締結している。市では終末処理場の運転管理委託業務契約が一者随意契約となっている理由について、豊富な経験と知識が必要であるためとしている。また、平成5年4月6日付け建設省都下管発第8号「下水道維持管理における民間委託について（建設省都市局下水道管理指導室長通達）」の趣旨に鑑み、一般廃棄物処理業者等の業務の縮小に伴う事業の損失補償としての代替業務とすることで、下水道の普及を円滑に促進するという側面もあるとしており、当時としては十分に公共の利益となる施策であったとのことである。</p> <p>しかしながら、他地方公共団体においては一般競争入札により業者決定しているところもある中で、今の受託者以外の業者による運転管理業務の遂行の可否について検討の余地があると考えられる。</p> <p>さらに、建設省通達が発出された平成5年から既に20年以上が経過しており、運転管理業務への競争原理の導入を検討すべき時期に来ていると考えられる。</p> <p>終末処理場運転管理業務は公共性の高い業務であることから、委託業者の品質を一定程度保ったうえで競争原理をはたかせ、コスト削減意識を高める運営方法を検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度は地域汚水処理施設の運転管理業務を包括委託に移行しました。今後はその状況を踏まえ、終末処理場の運営方法について他都市の情報収集や調査研究を行い、コスト削減や施設運営の効率化を意識した委託方法のあり方を検討していきます。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>89</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>オ プロポーザル方式による業者比較や包括的民間委託の導入など雨水ポンプ場の効率的な運営方法を検討することが望まれる。</p> <p>サンプル抽出した雨水ポンプ場運転管理業務委託については、現在は見積書を受託者からのみ入手したうえで一者随意契約を締結している。</p> <p>市は雨水ポンプ場の運転管理委託業務契約が一者随意契約となっている理由について、各ポンプ場ごとに特性があり、豊富な経験と知識が必要であるためとしているおり、一定理解できる。しかしながら、少なくとも現在ポンプ場の運転管理業務を実施している複数の業者には継続的な運転管理業務の実施により他のポンプ場に活かせる経験や知識が蓄積されていると考えられること、また、他地方公共団体においては一般競争入札により業者決定しているところもあることから、今の受託者以外の業者による運転管理業務の遂行の可否について十分に検討の余地があると考えられる。</p> <p>雨水ポンプ場運転管理業務は公共性の高い業務であることから、委託業者の品質を一定程度保ったうえで競争原理をはたらかせ、コスト削減意識を高める運営方法を検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度は地域汚水処理施設の運転管理業務を包括委託に移行しました。今後はその状況を踏まえ、雨水ポンプ場の運営方法について他都市の情報収集や調査研究を行い、コスト削減や施設運営の効率化を意識した委託方法のあり方を検討していきます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道管理課  終末処理場管理課</p>	<p>90</p>
<p>カ 委託業者から提出物を受領した場合は受領印を押印することが望ましい。</p> <p>終末処理場の運転管理委託業務では業務日誌や月間管理実績等の報告書を正確に遅滞無く提出することが定められている。また、そのほかの委託業務でも業務完了報告書等の成果物の提出を定めている。これら提出物が遅滞なく提出されているか、また、適切な時期に提出されているかを示すためには、受領日の日付を入れた受領印を押印することが有用である。</p> <p>しかしながら、サンプルで閲覧したいずれの提出物についても、供覧書に閲覧者の押印と供覧日の記載があるものの、日付を入れた受領印の押印はなかった。</p> <p>朝会等会議時にその都度受け取りを確認できない提出物を受領した際は、受領日の日付を入れた受領印を押印し、受領日を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>報告書類については、受領印を押印し受領日が明らかになるようにしました。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>91</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕

環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	報告書 頁
<p>キ 屋上スポーツ広場の管理運営に際してスポーツ振興課と連携し、その利用を促進することが望まれる。</p> <p>市では中央終末処理場屋上に人工芝の運動場を設置し屋上スポーツ広場として市民に開放しているが、市には別にスポーツ振興課が管理する市民スポーツ広場が存在する。スポーツ振興課は屋上スポーツ広場の管理運営には関与しておらず、終末処理場管理課とも連携をとっていない。</p> <p>屋上スポーツ広場は、現在のところは土日に利用されているのがほとんどであり、市では利用者が少ない原因が人工芝の整備が不十分である点にあると分析し、平成27年度に4,800万円の予算を確保し、人工芝を全面的に張替えている。</p> <p>人工芝張替えの投資コストが無駄な支出とならないようにするため、また、市民の利便性を向上するため、屋上スポーツ広場の管理運営についてスポーツ振興課と連携し、利用者の増加を図ることが望まれる。</p>	<p>屋上スポーツ広場については、和歌山市下水道部ホームページ上に人工芝張替えによりリニューアルされたスポーツ広場の利用案内を広報するとともに、和歌山市ホームページ上のスポーツ施設紹介欄にリンクアイコンを作成して他のスポーツ施設と同時に検索できるよう利便性を向上しました。</p> <p>なお、屋上スポーツ広場は下水処理施設を利用した施設であり、広場の管理は処理施設の管理と重複するため、今後も管理は終末処理場管理課で行うこととしました。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>92</p>
<p>(5) 地方公営企業法の適用について</p> <p>地方公営企業法の適用に向けて準備を進め、法適化を完遂することが望まれる。</p> <p>総務省から示された「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」によれば、人口3万人以上の市町村等については、公共下水道の移行を平成32年4月までに行うことが特に必要とされる。しかしながら、市では現在法適化の準備を進めているものの、完了には至っていない。</p> <p>先に強制的に地方公営企業法を全部適用している水道局と連携し、滞りなく地方公営企業法を適用できるよう準備を進め、法適化を完遂することが望ましい。</p>	<p>平成30年4月に公営企業法の適用及び公営企業会計への移行に向けて取組中です。</p> <p>滞りなく法適化できるよう、努めます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課</p>	<p>96</p>